

阿賀野市告示第61号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入金の徴収及び収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月6日

阿賀野市長 田中清善

委託した歳入の種類及び事務	委託先の氏名及び住所 (法人の場合は名称、所在地及び代表者氏名)	委託期間
し尿処理手数料の徴収及び収納事務 (安田地区、京ヶ瀬地区、水原地区)	氏名 一般社団法人 阿賀野市環境事業公社 理事長 山崎 辰文 住所 阿賀野市山口町一丁目6番55号	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで